

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月15日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第64号

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年四日市市規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（届出書に添付する図書）</u></p> <p>第2条の7 省令第12条第1項又は第13条の2第3項に規定する付近見取図は、<u>都市計画法第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。</u></p>	<p><u>（市長が定める図書）</u></p> <p>第2条の7 省令第12条第1項の市長が必要と認める図書は、<u>別表第1の3の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。</u></p> <p>2 省令第12条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、<u>別表第1の4の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。</u></p>
<p>（市長が定める図書）</p> <p>第4条 省令第23条第1項又は第24条の3第2項第1号の市長が必要と認める図書は、<u>別表第1の3の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。</u></p>	<p>（市長が定める図書）</p> <p>第4条 省令第23条第1項の市長が必要と認める図書は、<u>別表第1の5の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。</u></p>
<p>2及び3 （略）</p>	<p>2及び3 （略）</p>
<p>（認定の取消し）</p>	<p>（認定の取消し）</p>

<p>第16条 市長は、法第37条の規定により基準適合認定建築物の認定を取り消すときは、認定取消通知書（第8号様式）により<u>基準適合認定建築物の所有者</u>に通知するものとする。</p>	<p>第16条 市長は、法第37条の規定により基準適合認定建築物の認定を取り消すときは、認定取消通知書（第8号様式）により<u>認定建築主</u>に通知するものとする。</p>
--	--

改正後

改正前	
別表第1の3（第2条の7関係）	
<u>区分</u>	<u>図書の種類</u>
<u>全ての届出</u>	<u>付近見取図（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。）</u>
<u>届出に係る建築物が一戸建て住宅の場合であって、当該住宅が住宅品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）</u>	<u>設計住宅性能評価書の写し</u>
<u>届出に係る建築物が、BELSに基づく評価書の交付を受けた場合（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）</u>	<u>BELSに基づく評価書の写し</u>

改正後

改正前	
<u>別表第1の4（第2条の7関係）</u>	
区分	図書の種類
<u>別表第1の3の図書の種類に掲げる設計住宅性能評価書の写しを添付する場合</u>	<u>各種計算書（建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容）</u>
<u>別表第1の3の図書の種類に掲げる第三者認証機関が交付した評価書の写しを添付する場合</u>	<u>各種計算書（建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容）</u>

改正後
<u>別表第1の3（第4条関係）</u>
(略)

改正前
<u>別表第1の5（第4条関係）</u>
(略)

附 則

この規則は、令和元年11月16日から施行する。

(都市整備部建築指導課)